

消防計画

年 月 日

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、_____における防火管理について必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(諸規定との関連)

第2条 前条の目的を達成するため、防火管理について必要な事項は別に定める場合のほか、この規程の定めるところによるものとする。

第2章 防火管理機構

(防火管理者の権限)

第3条 防火管理者は、_____の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

- (1) 管理権原者は、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (2) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (3) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者の業務)

第4条 防火管理者は、次の各号の業務を行うものとし、その責任を負うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、及び避難誘導の訓練の実施
- (3) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督
- (4) 建築物、火気使用設備器具等、危険物施設の検査の実施
- (5) 火気の使用又は取扱に関する指導監督
- (6) 収容人員の適正管理

(予防管理組織)

第5条 平素の火災予防及び地震時の出火防止をはかるため、防火管理者のもとに、防火担当者、火元責任者を定めるほか、建築物、火気使用設備器具等、危険物施設等の点検検査員を置く。編成は、別表第1によるものとする。

(自衛消防組織)

第6条 火災、その他の事故発生時における被害を最小限度にとどめるため、自衛消防隊長を置き、その下に係員を置く。組織及び任務分担は別表第2によるものとする。

(夜間・休日の体制)

第7条 夜間及び休日の防火管理及び無人時の対策は別表2の2によるものとする。

第3章 火災予防

(点検検査基準)

第8条 火災予防上の自主検査、消防用設備等の点検基準は別表3によるものとする。

第4章 火災防ぎよ

(防ぎよ)

第9条 当該防火対象物の内外に火災又は、その他の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自衛消防組織の編成により、任務の遂行にあたる。

また、消防隊到着に際しては、通報連絡及び避難誘導にあたるものは、人命救助の要否等、火災の状況を報告するとともに、消防隊の誘導、ならびにその他の連絡にあたるものとする。

第5章 教育訓練

(教育訓練)

第10条 防火管理者は、関係者に対して防火に関しての教育訓練を実施しなければならない。

(自衛消防訓練)

第11条 防火管理者及び関係者は、有事に際し被害を最小限度にとどめるため、自衛消防訓練により技術の練磨を期するよう努力するものとする。

訓練の種類は次による。

- (1) 部分訓練(消火、通報、避難、その他)
- (2) 総合訓練

第6章 消防機関との連絡等

(連絡事項)

第12条 防火管理者は、次に掲げる事項について消防機関へ連絡を行うとともに、防火管理の適正を期するよう努力しなければならない。

- (1) 消防計画の提出(変更の際はその都度)
- (2) 査察の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 建物及び諸設備の使用変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続きの促進
- (5) 消防用設備等の点検結果の報告
- (6) その他防火管理について必要事項

第7章 地震対策

(震災予防措置)

第13条 地震災害の予防措置は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 建物及び建物に付随する施設(看板、窓枠等)の倒壊、転倒、落下等の防止措置
- (2) 火気使用設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況の検査

(3) 危険物等の漏洩、流出等の防止措置

防火管理者及び火元責任者は、地震後、建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、その安全を確認したあと使用を開始すること。

(地震時の活動)

第14条 地震時の活動は、次によるものとする。

- (1) 防火管理者は、全従業員を指揮し、火気使用設備器具等からの出火防止措置を行う。
- (2) 従業員は、避難者等に対して必要な指示をし、混乱防止に努める。
- (3) 避難は、防災機関からの避難命令又は防火管理者の判断により開始する。
- (4) 避難場所は、_____とし、誘導には防火管理者等があたる。

第8章 付 則

(消防計画の適用範囲)

第15条 本規程は、_____に出入りする、すべての者に適用するものとする。

(規程の施行)

第16条 この規程は、 年 月 日より施行する。

予 防 管 理 組 織 編 成 表

防 火 管 理 者 ()	火 元 責 任 者 ()	火元責任者は、火気の取扱にあたってはその方法を誤らないよう注意し、機器は常に整備手入れを十分行い、使用後は消火及び元栓等を確認する。
	建築物等の自主点検員 ()	建物内外の防火区画の位置、構造、防火戸、排煙口等の管理及び点検
	火気使用施設自主点検員 ()	炊事器具、暖房用器具、燃焼置場、喫煙場所等の管理及び点検
	危険物施設自主点検員 ()	危険物施設、危険物等の安全管理及び点検
	機械設備自主点検員 ()	機械設備の軸受の過熱防止、粉塵の除去等、機械設備の維持管理及び点検
	消火設備自主点検員 ()	簡易消火用具、消火器、屋内・屋外消火栓設備、スプリンクラー設備の点検
	警報設備自主点検員 ()	非常警報器具、非常警報・放送設備、自動火災報知設備の点検
	避難設備自主点検員 ()	避難階段、非常口、誘導灯、救助袋、緩降機、梯子、ロープ等の点検

自衛消防組織編成表

自衛消防隊長 ()	通報係	() ()	消防機関に対する通報の責任を付与し、その確認にあたる。
	消火係	() () () ()	消火器、屋内消火栓にて初期消火にあたる。
防火管理者 ()	避難誘導係	() () () () () ()	避難者の誘導にあたる。
	搬出係	() () () ()	重要書類、重要物件等の非常搬出にあたる。

夜間・休日等の防火管理体制

1. 夜間・休日の防火管理体制

自衛消防隊長 [防火管理代行者] ()	通報係	()	()
		消火係	()
	避難誘導係	()	()
		()	()
	備考		

2. 無人時の対策

夜間、休日で建物内が全く無人となる場合の対策は、次のとおりとする。

1 防火管理業務を委託により行う場合

別紙「防火管理業務の委託状況（消防計画用）」のとおりとする。

2 防火管理業務について機械警備等を委託しない場合

付近の勤務者へ連絡する体制をとること。

連絡先

氏名

住所

電話

点 検 検 査 基 準

1. 自主検査

区 分	検 査 内 容	回 数	検 査 員
整 理 清 掃 状 況	屋 内 、 屋 外	終 業 後 1 回 以 上	
たき火、喫煙管理状況	屋 内 、 屋 外	随 時 、 終 業 後	
火 気 使 用 施 設	機 械 器 具 の 管 理	始、終業各1回以上	
電 気 設 備	全 般 事 項	毎 月 1 回 以 上	
危 険 物 等 関 係	全 般 事 項	随 時	

2. 消防用設備等点検

区 分	機 器 点 検	総 合 点 検	点 検 業 者 名
消 火 器 具	6ヶ月毎に1回		
誘 導 灯 、 誘 導 標 識	6ヶ月毎に1回		
屋内・屋外消火栓設備	6ヶ月毎に1回	1年間に1回	
スプリンクラー設備	6ヶ月毎に1回	1年間に1回	
自 動 火 災 報 知 設 備	6ヶ月毎に1回	1年間に1回	
非常警報器具及び設備	6ヶ月毎に1回	1年間に1回	
漏 電 火 災 警 報 器	6ヶ月毎に1回	1年間に1回	
避 難 器 具	6ヶ月毎に1回	1年間に1回	

教 育 訓 練 計 画

計 画 事 項	計 画 内 容	実 施 内 容
従 業 員 に 対 する 教 育	1. 防火管理機構の周知徹底	年 1 回
	2. 防火管理上の遵守事項	
	3. 防火管理に関する従業員各自の任務ならびに責任の周知徹底	
	4. その他防火管理業務遂行上必要な事項	
新 任 者 に 対 する 教 育	1. 防火管理機構の周知徹底	随 時
	2. 防火管理上の遵守事項	
	3. 防火管理に関する従業員各自の任務ならびに責任の周知徹底	
	4. 安全な作業等に関する基本的事項	
	5. 消防計画の周知徹底	
自 衛 消 防 訓 練	1. 通報訓練	年 2 回 以上
	2. 消火訓練	
	3. 避難誘導訓練	

年 間 防 火 計 画 表

月別	行 事	設備及び消防用設備	訓 練
1			
2			
3	春の火災予防運動		
4			
5			
6	危険物安全管理強調月間		
7			
8			
9			
10			
11	秋の火災予防運動		
12			

避 難 経 路 図

